

別表（I）高等学校教諭一種免許状（商業）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

令和4年度以降入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法 I	2		
体育	2	健康スポーツ I 健康スポーツ II 健康スポーツ II c (スキー) 生活と健康	1 1 1 2		健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 II B 1 英語 II B 2	1 1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
			授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導に関する科目	総合的な探求の時間の指導法	8	「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術		教育方法	2		「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導 教育実習 II	1 2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		24		24単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				備考	
			授業科目	必修	選択必修		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教科及び教科の指導法に関する科目	効果に関する専門的事項	商業の関係科目	市場システム論 I	2			
			市場システム論 II	2			
			経営学原理	2			
			経営管理論	2			
			簿記原理	2			
			金融システム論 I	2			
			金融システム論 II	2			
			マーケティング入門	2			
			流通システム論	2			
			労務管理論	4			
			経営史		2		
			財務会計概論		2		
			会計学原理		2		
			原価計算概論		2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		職業指導	管理会計概論		2		
			国際市場論		2		
要修得単位		24	現代企業管理論 I		2		
			現代企業管理論 II		2		
職業指導		2					
商業科教育法 I		4 単位	商業科教育法 II	2			
要修得単位		24		6	18		

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	備考		
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理義に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照	/	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理義に関する科目等」について、併せて <u>12単位以上</u> を修得すること。

備考 :

- 「教育の基礎的理義に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理義に関する科目等」のうち、別表（I）～（VI）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」で 24 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、上記に掲げる科目のほか、昼間コース履修の手引きの別表（I）を併用して単位を修得することができる。
- 「免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※「職業指導」「商業科教育法 I・II」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。